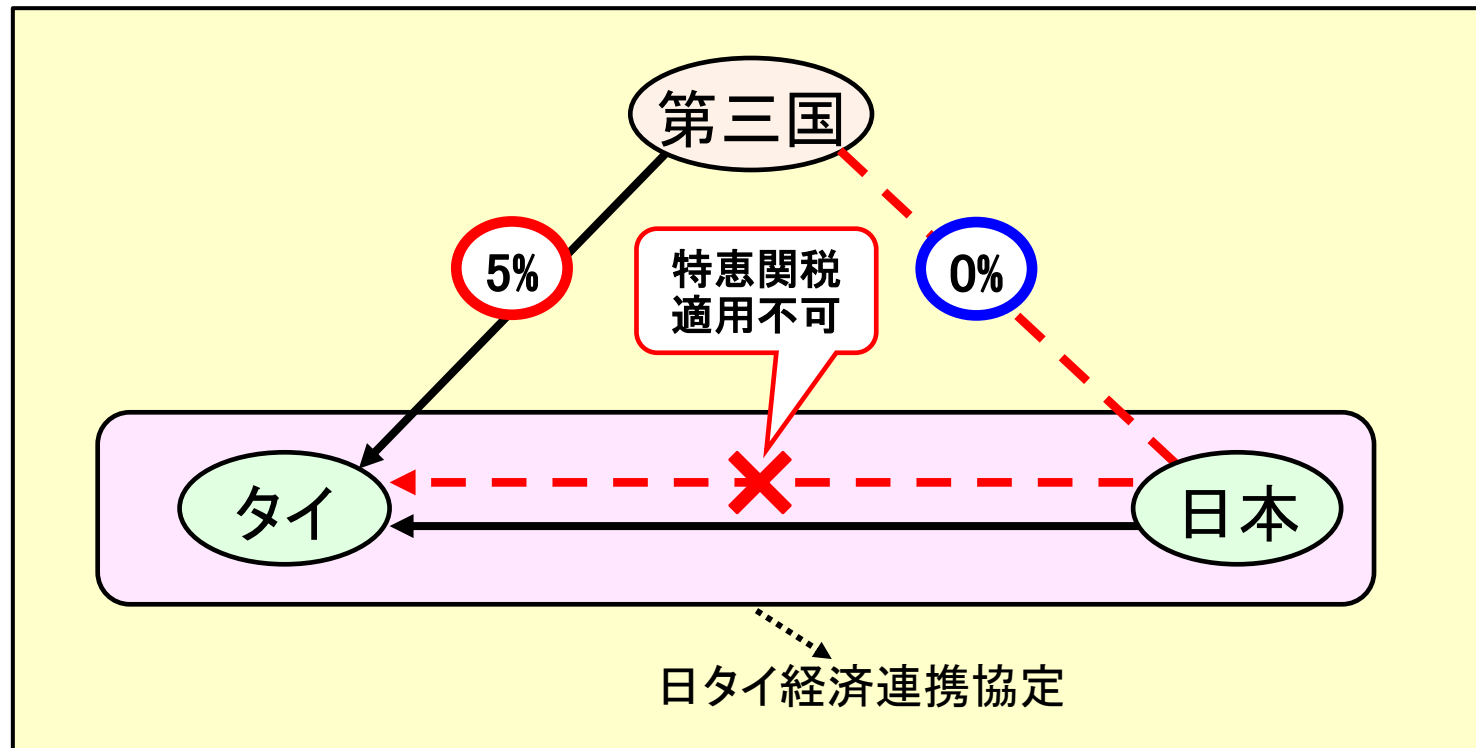


経済連携協定の原産地規則

EPA利用になぜ原産地証明書が必要か？

日本-タイ経済連携協定は二国間の取り極めであり、その特典であるEPA特惠関税は**当該国の原産品に限り**適用される。

従って、当該物品が原産品であることを確認し、それを証明する必要がある。例えば、**第三国から輸入した物品を、日本からタイに再輸出する**ケースでは適用されない**(迂回貿易回避)**



EPA原産地基準の種類

輸出品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、品目ごとに各経済連携協定において定められている。従って、HSコードを確定し、附属書2の品目別規則から対象品の原産地規則を調べる

		概要	適用される産品例
(1) 完全生産品		締約国の区域内において、完全に生産される産品を原産品とする	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品
(2) 当該締約国の原産材料のみから生産される産品		非原産の原材料を使用して生産された原産材料を含む当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される産品	加工食品など
(3) 非原産材料を用いて加工された産品		非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、附属書2(品目別規則)に定める実質的変更基準をみたすもので、3つの実施的変更基準がある	鉱工業品
品目別規則	(3)-③ 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率(例:40%)以上となる場合に、原産品とする	日アセアン包括的経済連携協定では、鉱工業品の場合、付加価値基準もしくは関税分類変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが多い
	(3)-④ 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号と完成品の関税分類番号が異なれば、完成品の製造国の原産品とする	
	(3)-⑤ 加工工程基準	各製品について、重要と認められた製造作業または技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工作業が2つ以上行われたことをもって原産品とする	繊維製品: 日タイ経済連携協定では、織物の場合、製織と染色が必要 化学工業生産品・鉱物性燃料等: 日タイ経済連携協定では、化学反応、精製、異性体分離の各工程もしくは生物学的工程を経ること

EPAの原産地規則(完全生産品)

完全生産品

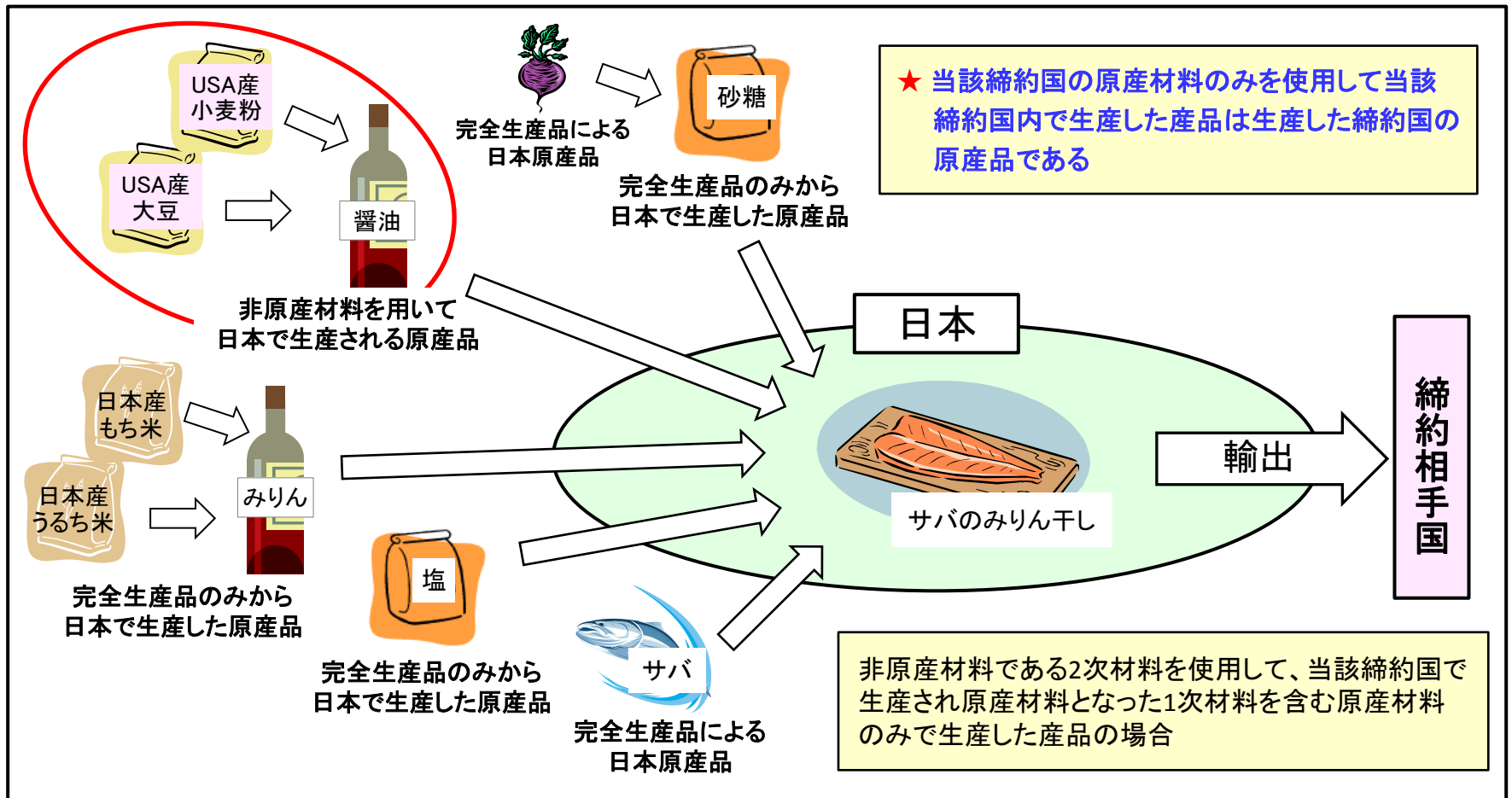
日本タイEPA協定文第28条2項の1

番号	項目	例示
1	生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、生育されたもの	家畜、領海で採捕した魚など
2	当該締約国において狩猟、わなかけ、漁労、採集または捕獲により得られる動物	捕獲された野生生物
3	当該締約国において生きている動物から得られる産品	卵、牛乳、羊毛など
4	当該締約国において収穫され、採取されまたは採集される植物及び植物性生産品	果物、野菜、切花など
5	当該締約国において抽出され、または得られる鉱物その他の天然の物質 (1から4までに規定するものを除く)	原油、石炭、岩塩など
6	当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物、その他の産品	公海、排他的経済水域で捕獲した魚など
7	当該締約国の工船上において6に規定する産品から生産される産品	工船上で製造した魚の干物など
8	当該締約国の領海外の海底またはその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底またはその下を開発する権利を有することを条件とする	大陸棚から採掘した原油など
9	当該締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復または修理が不可能であり、かつ、処分または部品もしくは原材料の回収のみに適するもの	走行が不可能な廃自動車など
10	当該締約国における製造若しくは加工作業または消費から生ずるくずおよび廃品であって、処分または原材料の回収のみに適するもの	木くず、金属の削りくずなど
11	本来の目的を果たすことができず、かつ、回収または修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品または原材料	走行が不可能な廃自動車から回収したタイヤであって、タイヤとして使用が可能なものなど
12	当該締約国において1から11までに規定する産品のみから得られまたは生産される産品	1に該当する牛を屠殺して得られた牛肉など

出所：財務省関税局業務課「日タイ経済連携協定 原産地規則の概要」

EPAの原産地規則と原産品確認

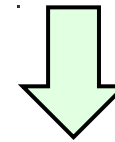
当該締約国の原産品のみから当該締約国において完全に生産される製品
日本タイEPA協定文第28条1項の(b)



EPA原産地規則

モールド金型8480.41

第8479.90号から第8480.79号までの各号の製品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、**原産資格割合が40%以上**であること(第8479.90号から第8480.79号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない)



項(4桁)の関税分類変更基準

非原産材料の4桁HSコードが、その非原産材料を加工して生産された製品の非原産材料のHSコードとは異なる4桁HSコードに変更されれば原産品と見なす

40%以上の付加価値基準

加工・生産によって40%以上の付加価値が含まれていれば原産品と見なす

出所: 外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html

八四七九・九〇一八四八〇・七九	九・八九号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8479.90号から第8480.79号までの各号の製品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8479.90号から第8480.79号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8481.10号から第8481.80号までの各号の製品への当該各号以外の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8481.10号から第8481.80号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8481.90号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8481.90号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8482.10号から第8482.80号までの各号の製品への当該各号以外の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8482.10号から第8482.80号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8482.90号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8482.90号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8483.10号から第8483.80号までの各号の製品への当該各号以外の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8483.10号から第8483.80号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8483.90号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8483.90号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8484.10号から第8484.80号までの各号の製品への当該各号以外の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8484.10号から第8484.80号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8484.90号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8484.90号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8485.10号から第8485.80号までの各号の製品への当該各号以外の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8485.10号から第8485.80号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8485.90号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8485.90号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8486.10号から第8486.80号までの各号の製品への当該各号以外の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8486.10号から第8486.80号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8486.90号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8486.90号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8487.10号から第8487.80号までの各号の製品への当該各号以外の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8487.10号から第8487.80号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8487.90号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8487.90号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8488.10号から第8488.80号までの各号の製品への当該各号以外の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8488.10号から第8488.80号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8488.90号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8488.90号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8489.10号から第8489.80号までの各号の製品への当該各号以外の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8489.10号から第8489.80号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8489.90号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8489.90号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8490.10号から第8490.80号までの各号の製品への当該各号以外の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8490.10号から第8490.80号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八二・九〇一八四八二・八〇	第8490.90号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第8490.90号の製品への関税分類の変更を必要としない。)

EPA原産地規則と原産性確認

付加価値基準による原産品判定

当該取引品の原産資格割合(QVC)が当該品目別規則の割合以上であること

$$\text{原産資格割合 (QVC)} = \frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{非原産材料総価額(VNM)}}{\text{製品の価額(本船渡し価額) (FOB)}}$$

QVC: Qualifying Value Content

パーセント表示の原産資格割合

FOB: Free on Board

輸送方法を問わず買手から売手に支払われる貿易取引品の本船渡しの価額
(ただし、当該品が輸出時に軽減、免除、払い戻された国内税は含まない)

VNM: Value of Non-originating Materials 当該貿易取引品の生産に使用される非原産材料の総額

(注)本船渡し価額が不明で確認できない場合は、当該貿易取引品の買手から生産者への確認可能な最初の支払い価額
(例えば工場渡し価格=Ex-godown)

上記計算式を控除方式といい、付加価値基準の一般的計算式。この他、積み上げ方式がある。
ただし、協定によっては計算方式によって閾値が異なることがあり、注意を要する。

日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

付加価値基準での計算の仕方

日本タイ協定の場合(控除方式)

モールド金型の原産地規則: 「8479.90-8480.79」

第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が40%以上であること(第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない)

日本

原産材料

原産部材一覧表(日本産品)

	品名	材質	HSコード	注	価格(円)
1	六角孔付きボルト(8本): 購入品	SKS7	7318.15	宣誓書A	80,000.-
2	ロケートリング用 炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	宣誓書C	50,000.-
3	ガイドピンブッシュ 炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	宣誓書C	50,000.-
4	ガイドピン(4本):購入品	SKS7	731815	宣誓書A	40,000.-
5	可動側型板高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	宣誓書B	200,000.-
6	受け板高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	宣誓書B	120,000.-
7	リターンピン(4本)用 合金工具鋼鋼材	SKS2	7215.50	宣誓書C	80,000.-
8	突き出しピン(4本)用 炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	宣誓書C	80,000.-
9	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	宣誓書C	120,000.-
10	突出板(下)炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	宣誓書C	120,000.-
11	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	宣誓書C	120,000.-
12	ノックピン(8本)用 炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	宣誓書C	80,000.-

注: 宣誓書=国内調達原産部材の原産性確認宣誓書 合計1,140,000-

モールド金型 HS8480.41



タイへ
500万円で輸出

台湾

総額48.5万円

非原産部材一覧表(外国産/原産・非原産不明品)

番号	品名	材質	HSコード	注	価格(円)
1	スルーブッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7215.50	輸入	45,000.-
2	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入	100,000.-
3	コア-用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入	120,000.-
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入	120,000.-
5	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入	100,000.-

合計485,000-

原産資格割合 = (FOB価額 - 非原産材料の価額) / (FOB価額) 40%以上なので
 = (500万円 - 48.5万円) / 500万円 = 90.3%

特定原産品!

付加価値基準での計算の仕方

日本タイ協定の場合(積み上げ方式)

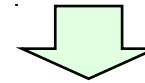
モールド金型HS8480.41

いくつかの原産材料で原産資格割合(金型の場合40%)を超えることが明らかな場合

原産材料(日本国産)				
番号	品名	材質	HSコード	価格(円)
1	六角孔付ボルト(8本)	SKS7	7318.15	80,000.-
2	ガイドピン(4本)	SKS7	7318.15	40,000.-
3	可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	200,000.-
4	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	120,000.-
5	ロケートリング用炭素鋼鋼板	S50C	7208.51	50,000.-
6	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼板	SKS2	7215.50	80,000.-
7	ガイドピンブッシュ用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.10	50,000.-
8	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.10	80,000.-
9	ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.10	80,000.-
10	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
11	突出板(下)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
12	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
合計				1,140,000.-

FOB価額 ¥ 2,000,000.-

原産材料の価額算出:
付加価値基準の閾値を超えるまでの原産材料の価額
(全ての原産材料の価額ではない)
(閾値) 2,000千円 × 40% = 800千円



原産材料を800千円以上になるよう積み上げる。

原産材料積み上げると合計: 820千円

原産品判定

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{積み上げた原産材料の合計}}{\text{FOB価額}} \times 100$$

(40%)

$$\text{原産資格割合} = \frac{820\text{千円}}{2,000\text{千円}} \times 100$$

41% > 40%

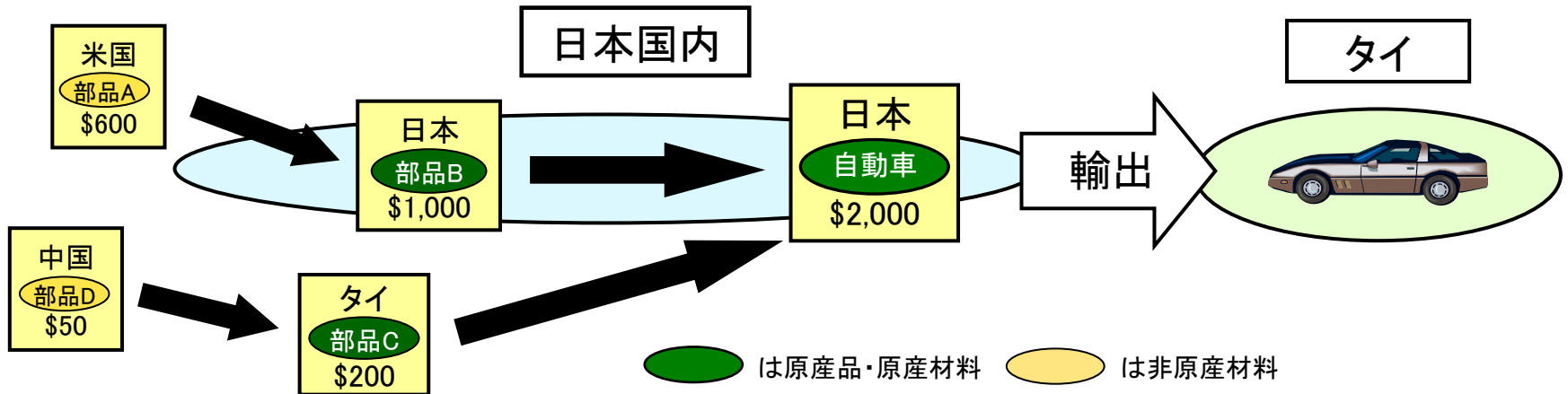
部分の保存書類・証明書類上の開示は不要

付加価値基準の救済規定

日本タイEPAの場合

累積規定 (Accumulation)

付加価値基準による原産品判定では、一方の当該締結国領域で当該取引品の生産材料として使用される他方の締結国の原産品は、一方の当該締結国の原産材料とみなすことができる
(日タイ協定第29条、関税分類変更基準にも適用可能)



累積規定 :

日本で自動車を生産するための材料として使用されるタイの原産品(部品C)は**日本の原産品とみなす**。

非原産材料である部品Cは、累積規定により原産材料として自動車の原産価額に積算

⇒自動車の原産資格割合 = $(2,000 - 0 / 2,000) = 100\%$

注: 部品Bも原産資格割合 $(1,000 - 600) / 1,000 = 40\%$ 以上を満足し、日本原産材料である

出所: 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

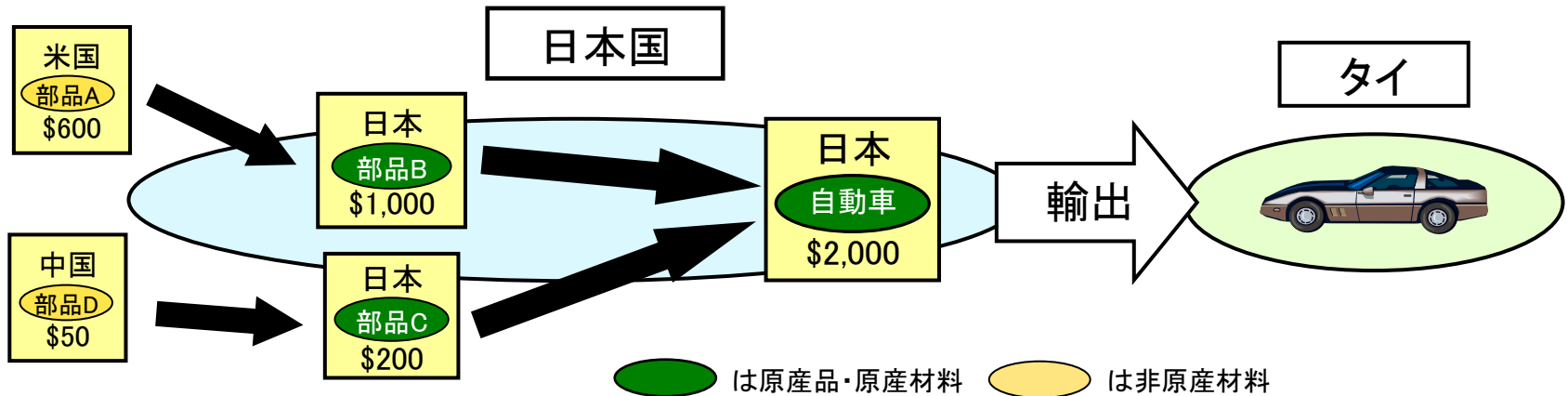
(注)これ以外の救済規定はジェトロウェブサイトの「日本のEPA原産地規則と原産品確認」マニュアルをご覧ください

付加価値基準の救済規定

日本タイEPAの場合

ロールアップ規定

付加価値基準による原産資格割合算定では、当該品の非原産材料の総額(VNM)には、当該品の原産材料生産に使用される非原産材料の価額を含めない(日タイ協定第28条7)



ロールアップ(原産材料に含まれる非原産価額を、製品の原産資格割合算定時にゼロとみなす)
非原産部品Dを用いて生産された部品Cの原産資格割合は、 $(200-50)/200=75\%$ であり、原産材料とみなされるため、最終製品の自動車の原産資格割合算定時には、部品C(\$200)は**全て原産**とみなす

出所: 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

(注)これ以外の救済規定はジェットロウェブサイトの「日本のEPA原産地規則と原産品確認」マニュアルをご覧ください

EPA原産地規則と原産品確認

日本タイEPAの場合

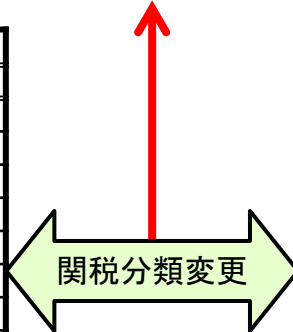
関税分類変更基準

モールド金型の原産地規則: 8479.90-8480.79

第8479.90号から第8480.79号までの各号の製品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が40%以上であること(第8479.90号から第8480.79号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない)

- (注)1. 日本・タイEPA第28条3号等: 関税分類変更基準を満足させるには、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われる事を求める付属書Ⅱに定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する
2. 日本タイEPA第27条(j)(k)「非原産材料」とは、他の製品の生産に使用される製品であって、同条(k)「締約国の原産材料」に規定する締約国の原産材料でないものをいう
⇒当該締約国以外の国・地域から輸入した材料及び非原産か原産か不明な材料をいう

原部材一覧表			
	品名	材質	HSコード
1	六角孔付きボルト(8本):購入品	SKS7	7318.15
2	ロケートリング用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51
3	スループッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51
5	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51
6	ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50
7	コア用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51
8	ガイドピン(4本):購入品	SKS7	7318.51
9	可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51
10	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51
11	リターンピン(4本)用合金工具鋼 鋼材	SKS2	7215.50
12	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51
13	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50
14	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51
15	突出板(下)炭素鋼鋼材	S35C	7208.51
16	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51
17	ノックピン(8本)用炭素工具鋼 鋼材	SK7	7215.50



金型

8480.41

説明: 全部材のHSコードを特定し全部材を非原産材料とし、金型製造を行うことによって、全部材のHSコードが4桁(項)レベルで部材のHSコードとは異なる金型HSコードに変化していれば、項の関税分類変更基準を満足したことになり、原産品確認ができたことになる

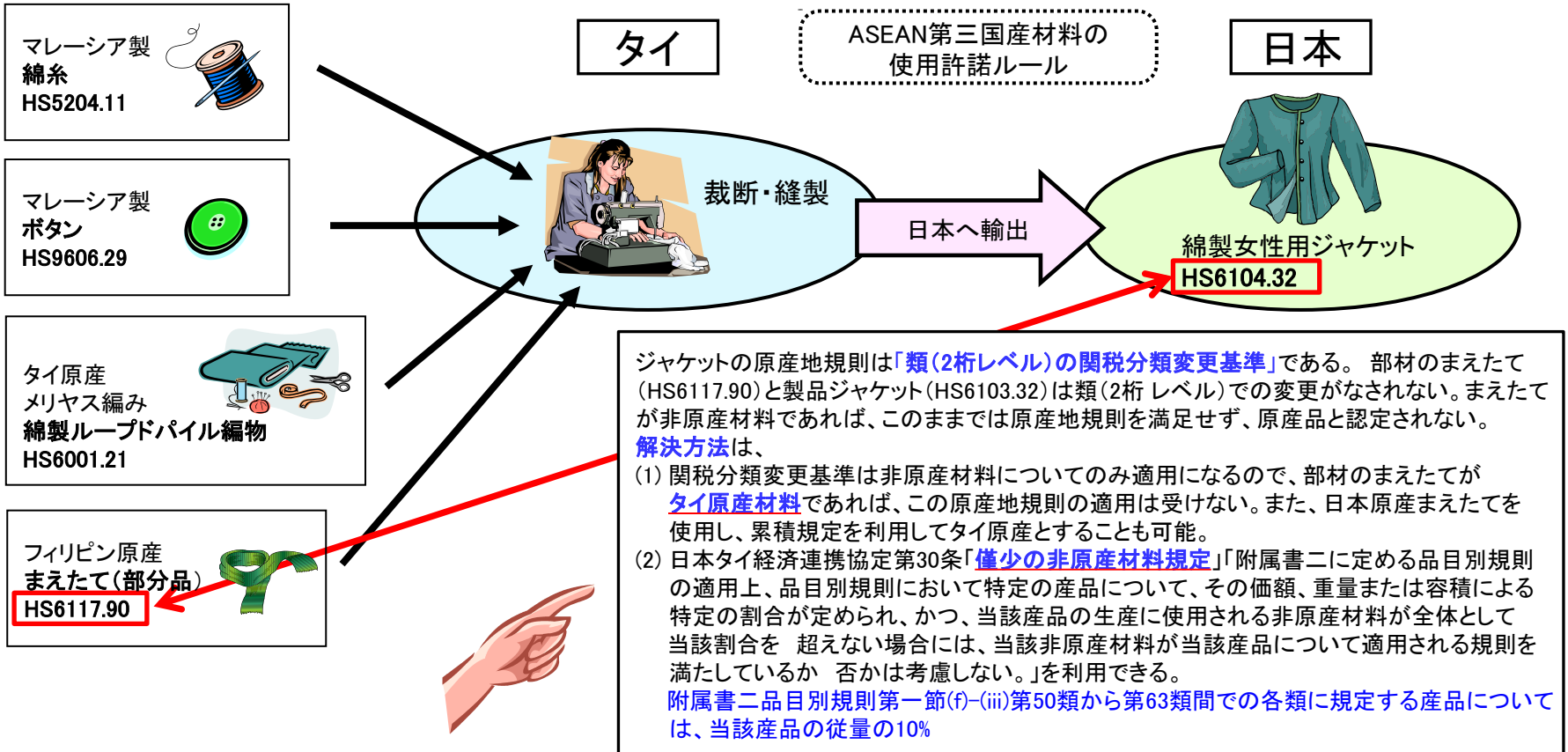
★関税分類番号が変更しない部材がある場合、その部材に要求される原産地規則を満足し原産材料にならないか、あるいは、救済規定の累積、僅少の規定を満足できないか検討する。可能であればそれを証明し、当該原産地規則を満足したことになる。

原部材のHSコードは正確であることが求められる。
最寄の税関相談官窓口を確認することをおすすめする

関税分類変更基準 日本タイEPAの場合

関税分類変更基準と救済規定

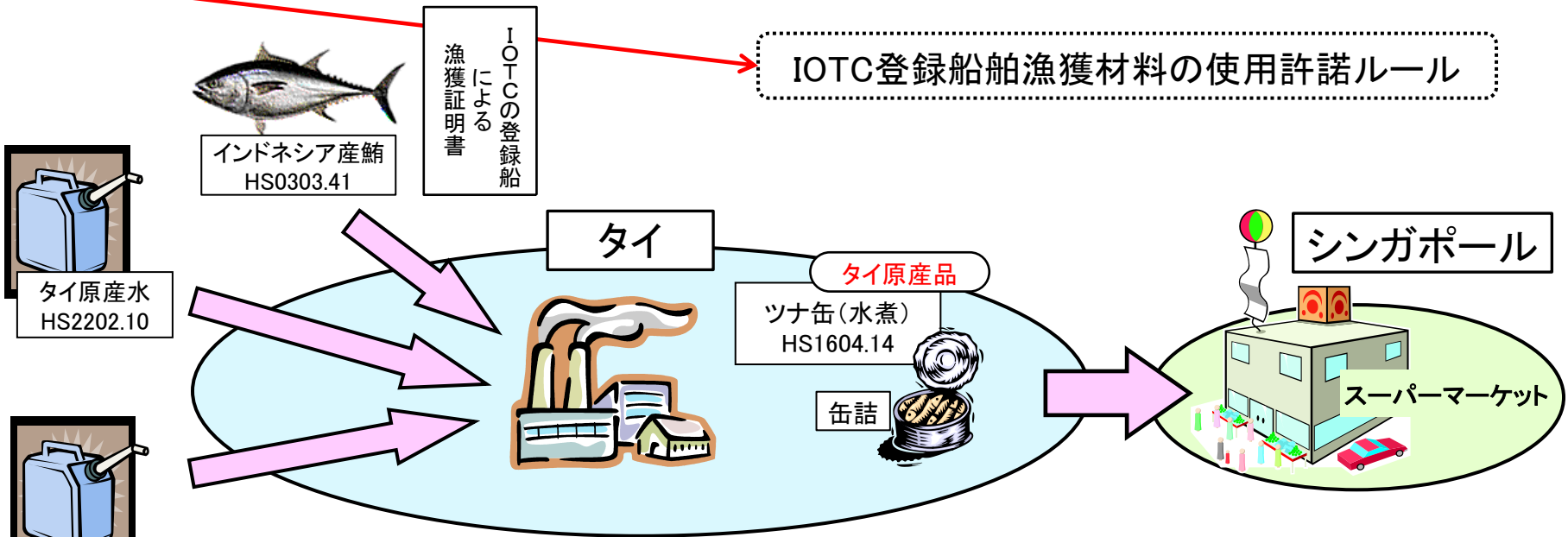
品目別原産地規則(第61類 衣類及び衣類付属品(メリヤス編み又はクロス編みのものに限る) 第6101-6117項
第6101項から第6117項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第5007項、第5111項から第5113項までの各項、第5408項から第5512項までの各項、第5309項から第5311項までの各項、第5407項、第5408項、第5512項から第5516項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが**いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又はクロス編みされた場合に限る**)



関税分類変更基準 日本タイEPAの場合

関税分類変更基準 (CTC: Change in Tariff Classification)

(例) ツナ缶 HS1604.14の品目別原産地規則
第1604.14号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがIOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る)



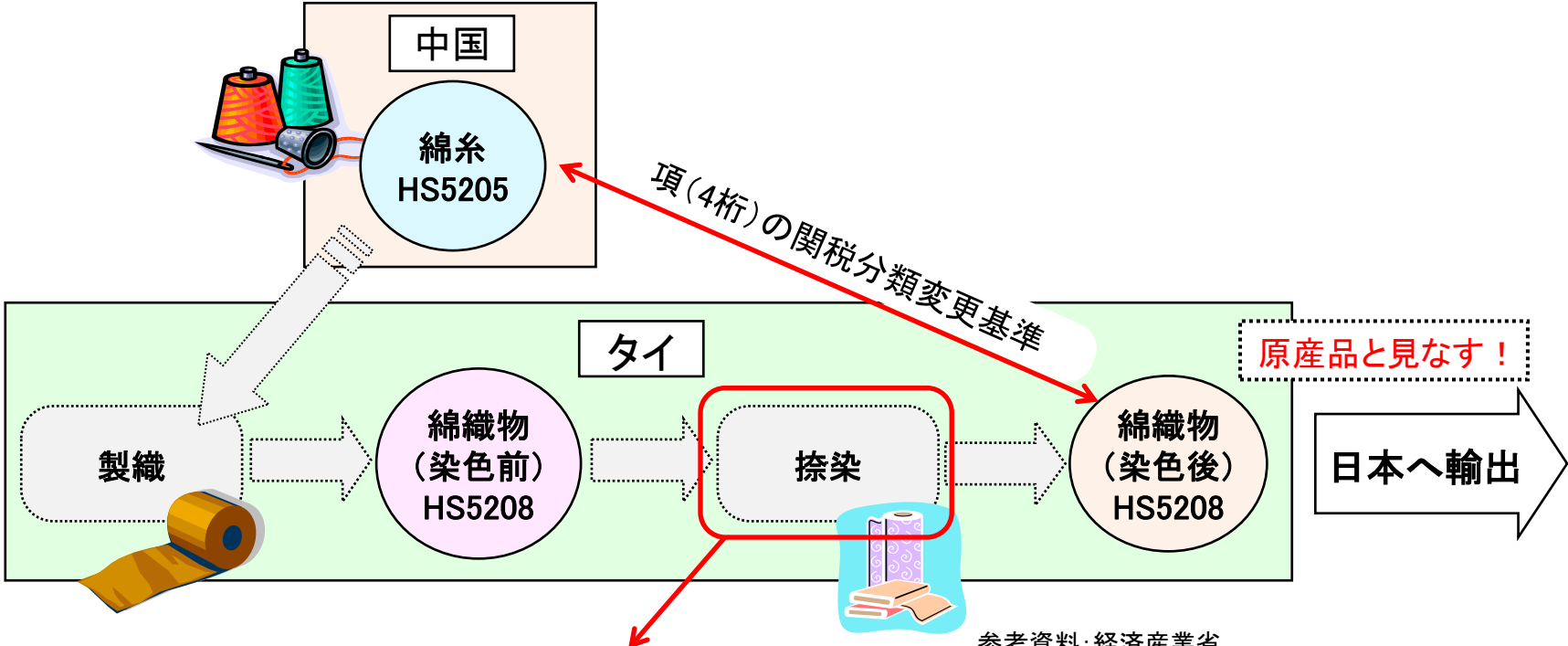
IOTC登録船舶漁獲材料の使用許諾ルール

IOTC=Indian Ocean Tuna commission
(インド洋マグロ類委員会)

HS1604.14ツナ缶の品目別規則は2桁(類)の関税分類変更基準
従って、この場合、インドネシア産鮪HS0303.41はタイで加工されて最終産品の
ツナ缶HS1604.14になり2桁レベルで変更されたことになる。
しかし、品目別規則の()内の条件があり、この条件を満足していなければ
ならない。これを満足できない場合、鮪の原産を当該締約国のタイあるいは
日本のいずれかの原産品とする以外に対象ツナ缶の原産性は証明できない。

加工工程基準 日本タイEPAの場合

附属書二品目別規則 第52類 綿及び綿織物 5208-5212
第5208項から第5212項までの各項の産品への第5204項から第5207項までの
各項の材料からの変更
(織物がいずれかの締約国において浸染され、又は、なせんされる場合に限る)

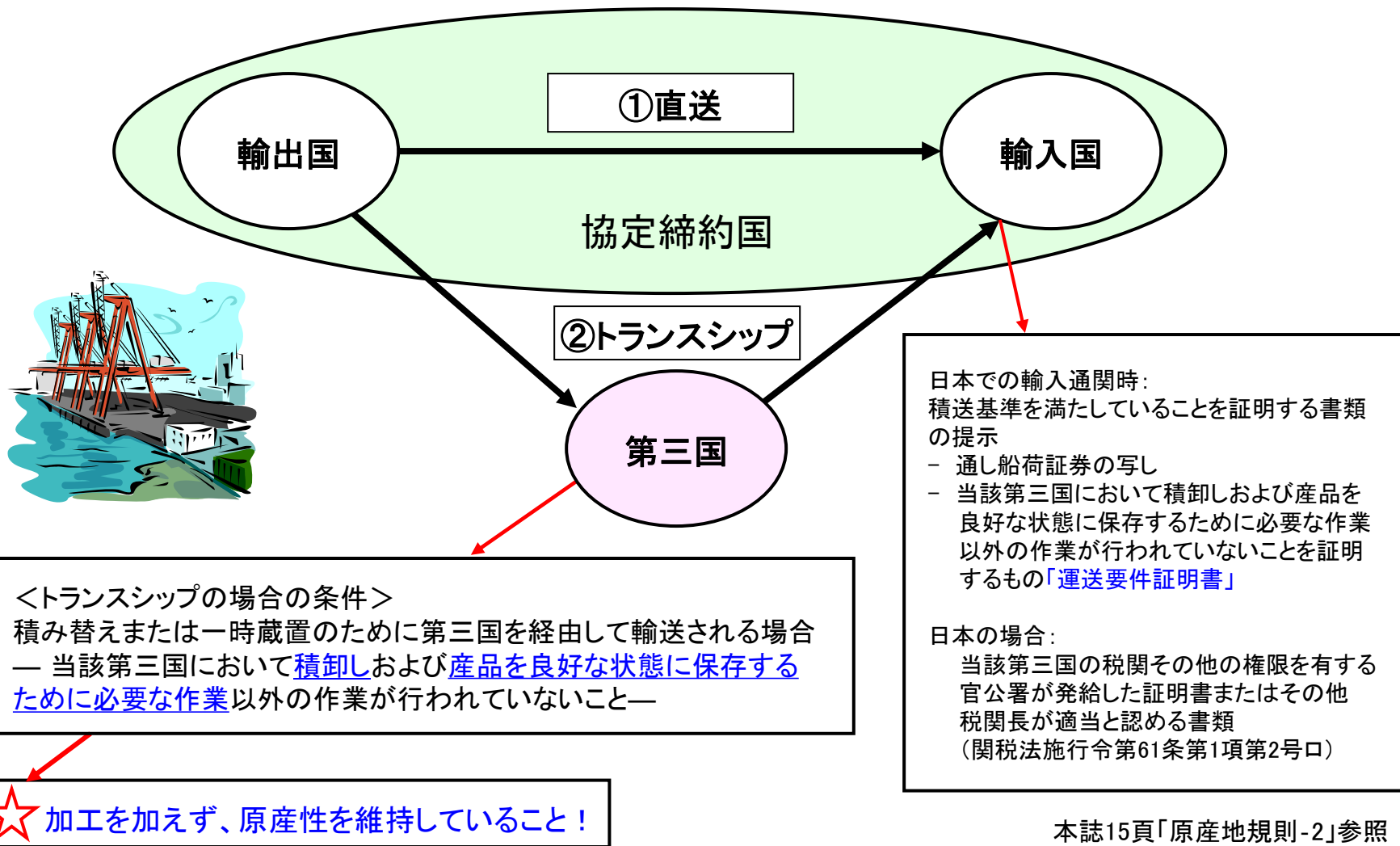


参考資料: 経済産業省
「繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項」
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/guideline_for_textile_and_apparel.pdf

積送基準と証明

日本タイEPAの場合

積送基準を満たすための条件



本誌15頁「原産地規則-2」参照

(参考)AFTAの原産地規則

1. 原産地規則の規定

AFTAには完全生産品と非完全生産品の原産地規則がある。さらに、非完全生産品の原産地規則には一般規則(General Rule)と品目別規則(Product Specific Rules: PSR)があり、2種類の一般規則か品目別規則(PSR)に載っている品目別の原産地規則のどちらにも協定上はPriorityはないが、実際の運用は各国の発給機関に事前に問い合わせることをすすめる。

2. 非完全生産品の一般規則と品目別原産地規則

2-1 一般規則(ATIGA第28条)

2-1-1 40%以上の付加価値基準(RVC: Regional Value Contents)

2-1-2 項(4桁)の関税分類変更基準(CTH: Change of Tariff Heading)

2-2 品目別原産地規則(ATIGA Annex 3)

付加価値基準、関税分類変更基準、加工工程基準、これらの複合基準などHSコード別の品目別原産地規則である。

ATIGAとは、ASEAN Trade in Goods Agreement

過去のAFTA-CEPTの協定、Amendment他発効された関連合意文書をまとめて補充したAFTAの物品貿易協定であり、2010年5月17日に署名された。原産地規則については第3章に規定されている。現在、加盟国10カ国全てATIGAの原産地証明書Form Dはすでに発行され、また、輸入通関時に受理されている

(参考) ACFTAの原産地規則

1. 原産地規則の規定 (ANNEX 3)

ACFTAの原産地規則は完全生産品と非完全生産品とあり、非完全生産品の原産地規則には一般規則 (Annex 3 Rule 3, 4) と品目別規則 (Attachment B Product Specific Rules) がある。品目別規則に載っている品目別原産地規則のA. Exclusive Ruleの品目では品目別の原産地規則に従い、B. Alternative Rulesに載っている品目は一般規則か品目別規則のいずれかを選択できる。

2. 一般規則と品目別原産地規則

2-1 一般規則 (Rule 4, 5, 6)

40%以上の付加価値基準 (RVC: Regional Value Contents)

2-2 品目別原産地規則 (Appendix C)

付加価値基準、関税分類変更基準、加工工程基準、これらの複合基準などHSコード別の品目別原産地規則